

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月17日
【発行者名】	森ヒルズリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 磯部 英之
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【事務連絡者氏名】	森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 総務部長兼企画部長 大石 ひとみ
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-6234-3234（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人の異動が、2025年3月17日開催の本投資法人の役員会において決定され、また、本投資法人の運用に関する基本方針が以下のとおり変更されることになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項、同条第2項第2号及び同項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（１）主要な関係法人の異動

異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（主要な関係法人となることが決定された法人）

a. 名称

みずほ証券株式会社

b. 資本金の額

125,167百万円

c. 関係業務の概要

本投資法人による自己の投資口の取得に関する事務（取引一任契約に基づく自己投資口の市場買付に関する事務）

異動の理由及びその年月日

（イ）異動の理由

本投資法人は、2025年3月17日開催の役員会において、取得し得る投資口の総数を30,700口（上限）、投資口の取得価額の総額を4,000百万円（上限）、取得期間を2025年3月18日から2025年7月11日までとする自己投資口の取得（以下「本自己投資口取得」といいます。）について決議し、併せて、自己の投資口の取得に関わる取引一任勘定取引契約書（継続買付型）をみずほ証券株式会社との間で締結した上で、当該契約書に基づき、同社との間で自己投資口取得に係る個別契約書を締結することにより、上記期間における自己の投資口の取得に関する事務を委託することを決定しました。これに伴い、本投資法人の一般事務受託者に異動が生ずることとなったものです。

（ロ）異動の年月日

2025年3月17日

なお、本自己投資口取得に係る取得期間の満了又は取得期間中に取得口数の上限若しくは取得価額総額の上限のいずれかに達した場合には、取引一任契約は終了し、以後、みずほ証券株式会社は一般事務受託者に該当しないこととなります。

（２）本投資法人の運用に関する基本方針の変更

変更の理由

本投資法人の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2025年3月17日開催の取締役会において、自己投資口の取得及び消却に関する事項の追加を目的として、本投資法人の運用に関する基本方針について定めた本資産運用会社の運用ガイドラインの変更について決議し、当該運用ガイドラインは同日付で変更されました。これに伴い、本投資法人の運用に関する基本方針が2025年3月17日付で変更されるものです。

変更の内容についての概要

本資産運用会社の運用ガイドラインの変更に伴い、2024年10月30日付で提出された有価証券報告書（以下「直近有価証券報告書」といいます。）の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針」の一部が、2025年3月17日付で以下のとおり変更されます。

なお、特に断らない限り、直近有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。下線部は変更箇所を示します。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

（中略）

2 投資方針

（１）投資方針

（中略）

財務方針

（中略）

（ロ）実施基準等

（中略）

c. 自己投資口の取得及び消却

自己投資口の取得及び消却は、投資口価格の水準、手元資金の状況、金融市場の動向や財務状況等を慎重に見極めるとともに、その規模、市況への影響等にも十分に配慮しつつ、本投資法人の資本効率の向上及び中長期的な投資主価値向上を目的として実施することができるものとします。

d. デリバティブ取引

（中略）

e. キャッシュ・マネジメント

（後略）

変更の年月日

2025年3月17日